日本PTA

発行所
〒107-0052
東京都港区赤坂
7丁目5番38号
社団法人
日本PTA全国協議会
発行人　相川　敬
電話 03(5545)7151
FAX. 03(5545)7152
ホームページアドレス
http://www.nippon-pta.or.jp/

綱領

本会は教育を本旨とする民主的団体であり、不偏不党・自主独立の性格を堅持し、PTAの健全な発展の維持、並びに青少年の幸福な成長を図ることを目的とする。

主な内容

1面
●評議員会
●きざし

2面
●評議員会

3面
●評議員会

4面
●評議員会

5面
●広報紙コンクール
●県P自慢
●学校の窓から

6・7面
●文部科学省のページ

8面
●常任幹事会
●全国大会
●推薦映画
●会長日記

本紙は各校PTAに四部、内訳として「校長・教頭用」、「PTA会長・役員用」、「広報委員会用」、「事務局用」を目安にしています。

東北地方太平洋沖地震により被災されました皆様に心よりお見舞い申し上げます。

犠牲になられた方々とご遺族の皆さまに謹んでお悔やみ申し上げます。

一日も早い復興をお祈りいたします。

社団法人日本PTA全国協議会

日本PTAでは、今回の震災に伴う災害義援金の募集活動を行っています。詳しくは、各都道府県・政令市PTA協議会へお問い合わせ下さい。

平成22年度 評議員会

平成23年2月17日開催

平成22年度評議員会が評議員と各協議会会長同席のもと、東京都港区のホテルフロラシオン青山にて開催された。今年度は高木義明文部科学大臣のご臨席を賜るとともにご挨拶をいただいた。また、昨年度と同様に各PTA活動に反映されることを目的として、文部科学省の担当の方々から少人数学級の推進や有害情報対策など子どもたちに直接かかわる事項の現状や課題等についてお話を伺った。開催に先立ち、相川会長の挨拶が行われた。

会長あいさつ

相川会長

皆さん、こんにちは。皆様には遠路、また、ご多用のところ各協議会からお集まりいただき、2日間にわたり理事会・常任幹事会・常置委員会と熱心にご協議を頂きました。ありがとうございました。日頃、日本PTAの活動に対し皆様にはご協力頂いておりますこと、改めて御礼を申し上げます。引き続き積極的なPTA活動を宜しくお願いいたします。本日は、国会開会中の大変お忙しい中、高木義明文部科学大臣にご臨席を頂きました。また、坂東久美子生涯学習政策局長・塩見みず枝生涯学習政策局社会教育課長にもご臨席いただきました。心から御礼を申し上げます。

さて、過日OECDのフランス在住の担当者が来日し、子どもたちの教育についてのヒヤリングを受けました。その中で、「生きる力」についての意見を求められました。私は、それに必要な基礎的な学力・知識やその活用については、OECDによるPISAの調査で見られるようなテスト等により、ある程度は把握でき対応することはできるが、今、心配していることは、把握し難い子どもたちの心の問題だと思っている。それは、かつての高度な経済成長時代は、ある目標があって皆がそれに向って行動できたが、成熟した社会を迎えてくると進むべき方向が見つけ難くなっている。今の日本の社会は、自信と信頼を見失っているように思われる。そのような社会環境の中で、日々過ごす子どもたちは、非常に不安を持ち、心がゆらいでいるのではないか?そのような子どもたちの見え難い心の動きが、気になっている旨話したところ、担当者はフランスでも先進諸国でも同様な傾向があり、その問題は非常に重要なことだと感じている。そのことは核家族・少子高齢化が進む現況では、いままでのように地域環境の中で子どもたちの生きる力を育んでいくことがなかなか難しい。生きる力は、子どもたちが社会で生き抜く自信、社会を担っていく一員だとの意識を高めていくことが必要だが、それには心の問題が最も重要である…との話をしていました。先進国でも同様な問題を抱えているようです。

ところで、日本PTAは高木文部科学大臣へ子どもたちに木目細やかな教育を進めるよう要望しています。先の閣議では財政厳しい中、少人数学級編制35名の決定をしていただきました。今の予算状況から1学年からの実施となるようですが、少人数学級への方向づけができたので引き続き推進していくとの力強い話もあり、私たちの要望が反映されています。文部科学省も厳しい予算の中にあって一定の教育予算を確保でき、子どもたち一人ひとりの教育を高めていく方針にご尽力されていることを感じます。会員皆様の引き続きのご理解・ご協力をお願いいたします。今日の評議会、私からの諮問はありませんので、文部科学省の各担当課長に来ていただき多方面にわたる教育行政について話を頂くことといたしました。今日の話を各協議会に持ち帰っていただき、会員皆様へお話頂ければ幸いです。宜しくお願いいたします。

高木文部科学大臣あいさつ

高木文部科学大臣

皆さん、こんにちは。文部科学大臣の高木義明です。本日お集まりのPTA評議員の皆様方が、北海道から九州、沖縄まで、全国で日々の子どもたちの生活や学習活動を支援するという大事なPTA活動をされておられますことに、改めて心から敬意を表したいと思っております。本日は、国会開催中ではありますが、ごあいさつさせていただく時間が取れましたことを、非常にありがたいことだと思っております。

今、こうしている時間にも大雪で大変なご苦労をされている地域もあるでしょうし、あるいは宮崎県、新燃岳では火山災害による大きな心配、あるいは鳥インフルエンザといった心配など、それぞれの地域で苦しい課題を抱えておられます。そのような中でも、私は子どもたちが元気にかぜをひかずに学校に通えることをひたすら思いながら、文部科学大臣としての仕事をさせていただいております。

私は30代の頃、長崎の小学校のPTA会長を何年かしたことがございます。今、このような場に立ちますと、改めてその頃のことが思い出されるわけです。時代が変わりましたから、子どもを取り巻く環境は大きく変わってまいります。同時に、我が国は、高齢者が増え、そして子どもたちが少なくなるという少子高齢社会に、まさに世界でも類を見ないスピードで直面をしております。また、経済大国であり、世界で大きく関心が持たれ、うらやましがられる存在であった日本が、今は、日本人は元気がないのではないか、経済成長著しい中国に抜かれ、これから日本の地位が益々下がるのではないのかという不安や懸念も聞かれます。

しかし、私はそうではないと考えます。資源の少ない日本において、これから大事にしなくてはならないのは、やはり人材であり、子どもたちです。20年、30年、50年後の日本、いや世界を支えるのは今、皆様方が育てておられる皆様方の子どもたちです。私は、親の経済状況、家計の事情によって、子どもたちが学校に行けないとか、もっともっと勉強したいのに、できないという状況だけはつくってはいけないという思いを新たにいたしているところです。

現在、平成23年度の予算案の審議がなされており、その中に教育に関する内容がたくさんあります。その内、大きなものの1つは、30年ぶりに1学級40人から35人以下学級にするという予算を組んでいるということです。この4月からは、少人数学級を1年生からではございますが、スタートすることにいたしました。子どもたちにとっては、大切なシステム改革だと思っております。先生方にも少しゆとりも持ってもらい、先生が子ども1人1人と向き合う時間をしっかり取るということ、そして、子どもたちのそれぞれの個性をしっかり把握をしていただくということを大切にしなければならない、そのような思いで、私たちは是非これを4月1日、新しい学習指導要領が実施されるのに合わせて進めてまいりたいと思っております。もちろん教師の数も増やさなくてはなりません。そういった標準法の改正案も今、国会に提出しているところでございます。本当ならば義務教育の小学校1年から6年まで、そして、中学校1年から3年まで、35人以下学級にしたいのですが、皆様方もご承知のとおりの財政状況ではなかなか難しいところがあります。このため、やれるところからやっていくということでご理解をいただければ幸いです。

また、昨年4月から実施している高校授業料の実質無償化についても、その定着を図らなければならないと考えております。

まだまだ教育分野における課題はあります。先生の質と量の向上ということも、極めて大事な課題であり、現在、中央教育審議会において、先生たちの質をさらに向上させるためにはどうすればいいのか、そのための制度改革についても、しっかり検討しているところでございます。この成案がまとまり次第、実行に移してまいりたいと思っております。大事な子どもたちの将来、夢、希望のためにも、浅学非才の私でございますが、力いっぱい一日一生の思いで仕事をさせていただいております。

皆様方におかれましては、それぞれのPTA活動において、本当にご苦労の多いことと思っております。しかし、私たちは、今、子どもたちを学校だけには任せているのではなく、あるいは家庭や地域だけに任せていておくのではなく、三位一体となった本当の意味の社会で、子どもたちを育て、支えていくという新しい公共の精神について、今こそもう一度頭の中にしっかり納めなければなりません。それぞれの地域には地域特有の事情や課題がたくさんあろうかと思います。子どもの教育よりも、むしろ大人の教育をすべきだという声も聞かれます。いじめや不登校の問題もありますが、そのような問題について、しっかり皆で対応していかなければなりません。

多くの子どもたちが、多くの学校が、そして、多くの親御さんたちが、本当に一生懸命頑張っている、これは事実でございますから、私たちは大いに自信を持って、勇気を持って進んでまいりたいと思っております。

結びになりますが、皆さま方の益々のご活躍とご健康をお祈りして、私のごあいさつにいたします。一緒に頑張りましょう。よろしくお願いします。

文部科学省行政説明

【生涯学習政策局】
◇「学校・家庭・地域の連携協力推進事業について」
　社会教育課長　塩見　みづ枝
◇「家庭教育支援の推進について」
　男女共同参画学習課長　高口　努
【初等中等教育局】
◇「新学習指導要領の全面実施に向けて」
　教育課程課長　平林　正吉
◇「少人数学級の推進について」
　財務課企画官　濱口　太久未
◇「障害者制度改革に係わる教育分野の課題について」
　特別支援教育課長　千原　由幸
◇「全国学力・学習状況調査、学校運営支援について」
　参事官　下間　康行
【スポーツ・青年局】
◇「青少年を有害情報から守るための取組と青少年の体験活動の推進について」
　青少年課長　勝山　浩司
◇「学校給食費の未納への対応・交通事故の防止について」
　学校健康教育課長　松川　憲行
【独立行政法人国立青少年教育振興機構】
◇「国立青少年教育振興機構の事業について」
　総務企画部長　平下　文康
※　各説明については2・3・4面に掲載

きざし

▼今、日本の社会は、大学を卒業しても、就職が厳しく、その為に、大学院へ進学する学生が少なくない。それに連動して、高校生や中学生も自分の将来に対する不安でいっぱいのようだ。高校に推薦で受験する生徒の面接練習においても、将来つきたい職業が不明という回答が年々増加している。昔は「博士」「パイロット」「プロのスポーツ選手」「代議士」等が素直に出たが、今は大学に入ってから考えますという回答ばかりである。しかし、中学生達も、今の日本社会を憂いている生徒も多い。首相の発言や閣僚の発言に対して厳しい意見を持っている。なにも考えていないのではなく、しっかりとした考え方をもっているが、それを発揮できる「場」が少なくなっているのではないか。政治家の政治献金問題等、心を痛めている生徒が現状である。▼中学校の三年間は、心身ともに一番成長する時期である。「夔は一にしてたる」という孔子の言葉にもあるが、「何か一つでもいいから、自分の得意なものを作る」ということが、今の厳しい社会を生き抜くためには、必要不可欠だと考える。▼さて、三年生にとって中学校生活もあとわずかである。今までお世話になった「家族」「友達」そして「先生方に」、「ありがとう」という感謝の気持ちを素直に表してもらいたい。感謝の心をもつ人は、必ず他人から感謝される人になると思うからである。私は常に朝礼等でその言葉を生徒たちに伝えている。そして、高校や大学、社会人となっても感謝の気持ちを忘れずに成長してほしい。▼親にとって子供の成長は、何よりも得がたいものである。保育園から小学校、小学校から中学校へ成長する過程において、様々な場面で子供の成長に一喜一憂する。それを繰り返しながら親自身が成長していくものである。私の子育てのモットーは、子供を一人の「人」として接し、話を聞いてあげることである。子供にも一人の「人」としての人格があり、それを尊重することが大切だと思う。なかなか難しいと思うが、今の親たちには是非励行してもらいたいことである。

文部科学省行政説明

「学校・家庭・地域の連携協力推進事業について」

生涯学習政策局社会教育課長　塩見　みづ枝氏

文部科学省、生涯学習政策局における全体的な取組と社会教育課で担当しております事業についてご説明させていただきます。

まず、平成23年度予算案については、大臣からもお話がありましたように、人と知恵を育成して、国民の未来の希望を育てていくような施策を重点的に進めていくために、全体で約5兆5千億円の予算案を計上しております。それぞれの予算事業を通じて、ぜひ強い人材を育てていきたい、わが国の成長の原動力になるような人と知恵を育てていきたいという思いでつくった予算案です。

平成23年度予算案をつくるに当たり、通常の予算編成の仕組みと異なる新しい試みとして、政策コンテストが行われました。これは省庁の枠組みを超えて、政府全体として優先して取り組むべき課題を明らかにして予算をつくることを目的に行われたものです。この政策コンテストを実施するに当たり、国民の皆様からのご意見をいただくプロセスではPTAの関係の皆様からも、文部科学省の事業に対してたくさんのご意見をいただいたものと承知しております。ありがとうございました。

予算案の中身について若干ご説明しますと、1点目が35人以下学級の実現です。小学校1年生について、まず35人以下学級をスタートさせるための予算を計上しています。この実現のためには、義務標準法という法律改正も必要であり、この法律案を今回の通常国会に提出することになっています。

2点目に、保護者の教育費の負担減ということから、高校無償化の継続に加えて、学ぶ意欲と能力のある子どもたちが、経済的な理由により学業を断念するということがないよう奨学金の貸与人員の増加や大学の授業料減免の拡大も進めていく予定にしています。

3点目として、「子どもたちが安心して学べる環境の整備」として、学校の耐震化の推進、将来の科学技術の担い手育成のための小中高校における理数教育の充実、さらに、子どもたちの心身の健康と支えるスクールカウンセラーについて、中学校全校に引き続き配置するための予算の確保と、小学校への配置の拡充を進めていく予定です。

次に、生涯学習政策局、初等中等教育局、スポーツ青少年局の3局で担当しております「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」についてご説明します。この事業は、日ごろからPTAの皆様にも大変なご尽力をいただいているように、多くの地域の方々や家庭の皆様のご協力を得て、学校・家庭・地域が一体となって進めていく事業であり、国は地方公共団体への補助金を支出するものです。この中の「学校・家庭・地域の連携による教育支援活動推進事業」については、学校支援地域本部や放課後子ども教室といった事業を、全体をトータルして、より柔軟に、また効果的に実施することができるよう、予算の枠組みを少し変更することにしています。

「社会教育による地域の教育力強化プロジェクト」は、本年度から実施している事業で、様々な地域の課題を解決していく際、行政だけではなかなか解決できないような実態に鑑み、いわゆる「新しい公共」の視点から、市民やPTAの皆さん、NPOや企業など様々な方々との協働によって、問題解決を図っていこうということを目指すプロジェクト事業です。そのための仕組みを新しく開発していくために、文部科学省からの委託事業という形で、本年度は24団体に取り組んでいただいているところです。

なお、概算要求で要望枠として提出していた「新しい公共」型学校創造事業」につきましては、残念ながら予算案としては認められなかったものの、その意義については政府全体として共有されているところであり、今後「学校・家庭・地域の連携による教育支援活動推進事業」や「社会教育による地域の教育力強化プロジェクト」などの事業の予算も活用しながら進めていきます。学校を地域の皆さんで支えていただき、また、そこでできた連携協力のネットワークを基に、学校を拠点にした地域振興を図っていくような新しい学校づくりを推進していきたいと考えているところです。

「今後の学校におけるキャリア教育、職業教育の在り方について」について、中央教育審議会から1月31日に答申が出されました。答申では、学校から社会への円滑な移行や社会的、職業的な自立を目指した学校教育の取組について、幼児期の教育から、高等教育、大学・大学院までの段階を通じて、体系的にキャリア教育、職業教育を進めていくべきであるという基本的な視点に立ち、それぞれの学校段階ごとに取り組むべきことがまとめられております。今後、文部科学省としては、この答申を踏まえて、子どもたちのキャリア教育、職業教育の充実のための施策を講じていくことになりますが、キャリア教育、職業教育を本当に子どもたちに実感できるものとして進めていくためには、家庭や保護者の皆様の役割が非常に重要になってまいります。子どもたちが多くの大人の働く姿や職業に携わっている姿を見て、自分の将来を考えていくことが不可欠と考えるところであり、PTAの皆様にもご家庭での教育はもとより、学校でのキャリア教育へのご支援等についてご協力をお願いします。

「熟議」について、ご紹介いたします。熟議とは、当事者が熟慮と議論を重ねながら、問題解決、政策形成を図っていくというもので、文部科学省では、多くの場面でこの熟議を活用していただこうとPRに努めています。熟議には、当事者が集まって、それぞれの意見を率直に交換し合いながら議論していくというリアル熟議と、ネットを活用したネット熟議がありますが、皆さまの中でも、いろいろなことをご議論される際に、ぜひこうした熟議の手法をご活用になっていただきたいと思います。熟議につきましては、担当で様々な資料も作って、皆様にご紹介しておりますので、ご関心のある方には、ぜひご連絡を賜ればと考えております。

最後に、PTA・青少年教育団体共済法が昨年成立し、本年の1月1日から施行されました。本件についてはこれまでも、皆様に大変御支援、御尽力をいただいておりますが、引き続き文部科学省としまして、このPTA等共済の事業が円滑に進めていただけるように、準備作業を進めるとともに、適切な支援を進めていきたいと思っております。

「家庭教育支援の推進等について」

生涯学習政策局男女共同参画学習課長　高口　努氏

生涯学習政策局男女共同参画学習課長の高口と申します。日ごろより皆さま方には家庭教育支援にご尽力いただき誠にありがとうございます。本日は、家庭教育支援に関する事業と国の男女共同参画の推進の動きにつきまして、若干のお願いも含めましてご説明させていただきたいと思います。

家庭教育はすべての教育の原点であり、子どもたちに基本的な倫理観や、基本的な生活習慣を家庭で身に付けさせるという意味で、子どもたちの自制心、自立心を育てる重要な取り組みでございます。しかし、母子家庭、父子家庭が増えていること、核家族化で世帯の人数が少なくなっていること、共働きの家庭が増えてきていることなどにより、家庭を取り巻く状況は多様化、複雑化しており、平日に親が子どもと接する時間が減っている現状がございます。家族と過ごす時間が取れない理由に、約78%の家庭が仕事が忙しいと回答していますが、わが国では諸外国に比べて、男性が家事・育児にかかわる時間が半分以下という結果もございます。地域の教育力に関する意識調査では、約6割が以前に比べて地域の教育力が低下している、約8割が家庭の教育力が低下していると考えているというデータもございます。子どものしつけ方、褒め方、しかり方といった情報を求めている人が多いというような調査結果もございますので、家庭に責任を押しつけるのではなく、社会全体でしっかりと家庭教育を支援する必要があると考えています。

学校・家庭・地域の連携協力推進事業の中には家庭教育支援活動に対する補助もございまして、ここには親への学習機会の提供や、相談・支援などが含まれていますが、「家庭教育支援チーム」による家庭教育の支援についても力を入れてやっております。一例として、各学校等に活動拠点を置き、子育てサポーター、保健師、元保育士、教員などの地域の方々や、民生・児童委員の方々がチームを組んで児童生徒や保護者に対する様々な支援活動を学校等と連携し取り組んでいただいております。不登校気味の児童生徒や、様子が気になるお子さんの家庭に訪問し、保護者に対して、必要としている情報の提供や、相談に乗ったり、親同士や地域とのつながりづくりなどの活動に取り組んでいただいている「家庭教育支援チーム」が、今現在、全国に約130チームあり、教育委員会等を通じてこの補助事業の活用や、活動に際し参考となる事例、データ、コンテンツの提供などチーム活動を支援させていただいております。家庭教育支援チームのメンバーの中には、PTAの方々にも参画いただき活動していただいているところです。現在、予算も厳しい状況ではございますが、家庭教育支援に関して今後も力を入れてまいりたいと考えております。

また、早寝早起き朝ごはん国民運動につきましても、この家庭教育支援の一環として推進しております。「早寝早起き朝ごはん」リーフレットを今日、お配りしております。これは、昨年の3月に地域貢献活動として選手達が子どもたちのために取り組む「ホームタウン活動」を各加盟クラブが展開しているJリーグとタイアップして、早寝早起き朝ごはんの重要性を親子で考えていただくための啓発リーフレットを作成し、各小学校などへ配らせていただきました。来年度においても、Jリーグの協力を得て新たなリーフレットを作成し、各学校に配布を予定しておりますのでご活用いただければと考えております。

また、本日、「楽しい子育て全国キャンペーン、親子で話そう!家族のきずな・我が家のルール、三行詩募集」の資料をお配りしておりますが、昨年、文部科学省と日本PTA全国協議会の共催により取り組ませていただいたもので、家庭教育の振興を図る観点から、親子のコミュニケーションを図っていただくために、わが家のきずなや決め事などを三行で詩を書いて応募していただくというものでございます。昨年は5万6000通を超える多数の応募をいただき、その中から文部科学大臣賞、日本PTA全国協議会会長賞などの優秀作品、30点を選び、表彰式を昨年の11月に東京で行ったところでございます。この三行詩募集に関して、各学校での募集や、各PTAにおいて第1次選考を行っていただくなど、多大なるご協力をいただきましたことに対しまして、深く御礼申し上げます。来年度のスケジュールにつきましては、昨年と同様に、7月から9月上旬まで募集し、12月下旬までに優秀作品の選考、表彰を行うという案を現在、日本PTA連絡協議会厚生委員会においてご検討をいただいております。詳細については後日お知らせさせていただきますが、来年度も引き続き共催によりこの三行詩募集事業に取り組ませていただきたく存じますので、ご協力賜りますようよろしくお願いいたします。

次に男女共同参画について説明をさせていただきます。男女共同参画の推進につきましては政府の非常に重要な課題であり、内閣府を中心として全省庁で取組を進めており、昨年12月には今後5年間の計画として「第3次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。わが国におきましては、指導的な立場に立つ女性の割合が他の先進国より低いという状況もあり、政府全体として2020年までに少なくとも、女性が指導的地位に占める割合を30%にするという大きな目標を掲げています。特に第14分野の2「ア地域における方針決定過程の女性の参画の拡大」では、「PTAや自治会など地域における多様な政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図る」と記述されております。PTAにつきましては、自主的なボランティアベースの団体であり、政府目標を掲げるのは適切ではないため、今回数値目標には掲げられておりません。しかし、内閣府の調査によりますと、平成21年の女性割合として、日本PTA全国協議会の役員は8・7%、都道府県、政令市のPTA協議会の役員は6・6%、小中学校のPTA会長は10・5%であり、「2020年までに30%」という目標に比べますと、まだ少し低いのが現状です。各学校で活動されているPTAの皆さま方は、女性の方が多いとは思いますが、指導的な立場、役員などに積極的にご登用いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で私からの説明は終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

「新学習指導要領の全面実施に向けて」

初等中等教育局教育課程課長　平林　正吉氏

新しい学習指導要領が小学校においてこの4月から、中学校においては来年4月から全面実施されます。ここで改めて、新学習指導要領の趣旨や内容について、皆様にご理解とご協力をお願いします。

まず、子どもたちの学力の状況についてですが、ご存じのとおり、全国学力・学習状況調査の主として「知識」に関する調査である「A問題」と主として活用に関する調査である「B問題」を比べた場合、A問題の結果は良好であるものの、B問題のほうには課題があるところです。このため、子どもたちに知識・技能を活用して実生活に生かしていく力をつけていくことが求められています。

また、2009年に実施されたOECD生徒の学習到達度調査（PISA）の結果によると、読解力を中心に我が国の生徒の学力は改善傾向にあることがわかりました。しかし、記述式の問題では、無答率が高いなど様々な課題がみられたところです。

さらに、別の調査から、生活習慣などにおいても、我が国の子どもたちは、宿題をする時間が短く、テレビやビデオを見る時間が長いなど、他の国々に比べて課題があること、算数・数学、理科に関する興味・関心が低いなどの課題があることがわかりました。新学習指導要領はこれらの課題

（3面につづく）

を踏まえ、対応していくことを念頭に置いているのです。

新学習指導要領は、教育基本法の改正なども踏まえつつ、これまで同様に「生きる力」を育むという理念のもと、知・徳・体をバランスよく育成することを目指して改訂されました。

改訂の大きなポイントは、学力の重要な要素である基礎的・基本的な知識・技能を習得するということ、そしてそれらを活用して思考力・判断力・表現力等を育成すること、さらに学習に取り組む意欲をしっかりと養うことにあります。文部科学省ではこれらを「学力の三要素」と呼んでいます。

特に、この一つ目と二つ目の要素を育む際の留意点として、「ゆとり」か「詰め込み」かという視点ではなく、基礎的・基本的な知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成との両方を、バランスよく育んでいくということが大事であるということです。

そのような考え方から、今回、教科等の授業時数を増加することにより、基礎的・基本的な知識・技能の習得だけでなく、社会や科学技術の進展等に伴い子どもたちに必要となる知識・技能についての指導や、つまずきやすい内容の確実な習得を図るための繰り返し学習の充実を図ることとしました。このような指導に当たっては、特に、思考力・判断力・表現力等を育成していくため、各教科等の指導の中で、観察・実験やレポートの作成などの充実を図ることとしました。

学校においてこのような指導を行うにあたって、教育基本法にもありますように、学校、家庭と地域が相互に連携・協力し、社会全体が一緒になって皆で子どもたちを育んでいくことが必要です。このことは、今後ますます重要になってきます。

家庭においては、早寝早起き朝ごはん運動などに代表されますように、子どもに基本的な生活習慣を身に付けさせていただきますようお願いいたします。また、地域においても、放課後子ども教室など地域住民が連携した取り組んだ結果、子どもたちの規範意識やコミュニケーション能力が高まったというような成果もあると聞いています。

ご来場の皆さまにおかれては、日頃から学校の教育活動への御協力をいただいているところと思いますが、新学習指導要領が実施されることに伴いまして、改めてその趣旨をご理解いただき、学校・家庭・地域の連携・協力を通じて、子どもたちの「生きる力」を育むために一層の御協力をよろしくお願いいたします。

「障害者制度改革に係る教育分野の課題について」

初等中等教育局 特別支援教育課長　千原　由幸氏

初等中等教育局特別支援教育課からは、障害者制度改革に係る教育分野の課題についてご説明いたします。

現在、政府において、障害者権利条約の締結に必要な国内法の整備を始めとする障害者制度の改革についての議論・検討を行っており、教育関係では障害のない子どもと共に教育を受けるというインクルーシブ教育システムへの対応が課題となっています。

平成21年12月には、政府において障害者権利条約の締結に必要な国内法の整備を始めとする障害者制度の改革を行うことを目的とした「障がい者制度改革推進本部」が閣議決定により設置され、同本部及び同本部に設置された「障がい者制度改革推進会議」において、教育関係も含め、批准に向けた主要な論点について検討が行われています。

平成22年6月7日に取りまとめられた「障がい者制度改革推進会議」の第一次意見においては、教育に関し、障害の有無にかかわらず、すべての子どもは地域の小・中学校の通常の学級に就学することを原則とする制度に改めるべきということが提言されております。この第一次意見を踏まえ、平成22年6月29日の閣議決定「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」においては、教育分野の制度改革について、障害のない子どもと共に教育を受けるという障害者権利条約のインクルーシブ教育システム構築の理念を踏まえ、体制面、財政面も含めた教育制度の在り方について、平成22年度内に障害者基本法の改正にもかかわる制度改革の基本的方向性についての結論を得るべく検討を行うことが規定され、教育分野をはじめ各個別分野については、関係府省において検討することとされています。

これを受け、「中央教育審議会初等中等教育分科会特別支援教育の在り方に関する特別委員会」において、障害者権利条約の理念を踏まえた特別支援教育の在り方について、専門的な調査・審議を行っていただいているところであり、平成22年12月24日にインクルーシブ教育システム構築に向けての特別支援教育の方向性や就学相談・就学先決定の在り方等について取りまとめた論点整理が公表されました。その中では、①同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる多様で柔軟な仕組みを整備することが重要、②就学基準に該当する障害のある子どもについては、特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ等を踏まえた総合的な観点から決定する仕組みとすることが適当であり、その際、本人・保護者の意見を最大限尊重し、合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定する仕組みとすることが適当、といったことなどを提言いただいているところです。

また、政府における障害者制度改革全体の動きとしては、平成23年通常国会に、障害者基本法改正案が提出される予定となっており、教育関係の条文については、「障がい者制度改革推進会議」が昨年12月に取りまとめた第二次意見や中教審の特別委員会論点整理を踏まえて、どのような条文になるのかが調整することとなります。文部科学省としては、中央教育審議会の特別委員会論点整理を踏まえて、学校現場が混乱することがないよう、インクルーシブ教育システムの構築に努めてまいりますので、PTAの皆さま方におかれましても、引き続きこの動向に注視していただくとともに、ご指導を賜りますよう、お願いいたします。

「少人数学級の推進について」

初等中等教育局 企画官　濱口　太久未氏

財務課からは少人数学級の推進等についてお話いたします。平成23年度概算要求については、昨年7月に閣議決定された概算要求組替え基準において、一部経費を除き、前年度予算の10%を縮減する一方、元気な日本を復活させるための施策に予算の重点配分を行う仕組みとして「元気な日本復活特別枠」による要望ができることとされました。文部科学省では、「小学校1・2年生における35人学級の実現」を、元気な日本復活特別枠により要望しました。評価できるが、『改革の姿勢』等の問題がある」とするB評価となりました。そして、昨年12月には文部科学大臣、財務大臣、国家戦略担当大臣の間で、小学校1年生の35人以下学級を実現すること等について合意がなされました。

来年度の政府予算案には、この小学校1年生の35人以下学級を実現するために必要な経費を計上しております。なお、義務教育費国庫負担金全体では、1兆5666万円と前年度から271億円の減額となっておりますが、これは人事院勧告に基づく給与改定や児童生徒数の減少に伴う自然減等の影響によるものです。

次に、法案の内容についてご説明いたします。法案の主なポイントは2つあります。

1つめは、先ほどからご説明しております「小学校1年生の35人以下学級の実現」です。学級編制の標準の引き下げが行われるのは、40人学級がスタートした昭和55年以来、30年ぶりのことです。なお、小学校2年生においては、小学校2年生以降の少人数学級について、学校教育の状況や国・地方の財政状況を勘案しつつ、学級編制の標準を順次改定すること等について検討を行い、その結果に基づいて、法制上その他の必要な措置を講ずることとされています。

2つめは、「学級編制に関する都道府県教育委員会の関与の見直し」です。都道府県教育委員会が定める公立の義務教育諸学校の学級編制の基準について、これらの学校の設置者が学級編制を行う際に従わなければならないとされていた点を緩和し、標準としての基準とすることとしました。また、市区町村立義務教育諸学校の学級編制について、市区町村教育委員会から都道府県教育委員会への同意を要する協議の義務づけを廃止し、事後の届出制とすることとしました。この法改正により、学校の設置者である市区町村の教育委員会が、地域や学校の実情に応じて、効果的な学習・生活指導を行うための適切な学級編制を、より一層実施することが可能となります。

現在、36人以上学級に在籍している小学校1年生は、全体の約7%います。また、都道府県の独自の措置により実施されている35人以下学級に在籍している小学校1年生が、全体の約22%います。今回、国の学級編制の標準を40人から35人に引き下げることにより、この約3割の学級に在籍する児童に対し、国が確実に手当てをすることができるようになります。

来年以降、小学校2年生以上でも35人以下学級が実現できるよう、われわれも努力いたしますが、皆さま方のご協力も必要になると思いますので、よろしくご指導のほどお願いいたします。

「全国学力・学習状況調査、学校運営支援について」

初等中等教育局 参事官　下間　康行氏

全国学力・学習状況調査の実施・分析、「コミュニティ・スクール」や学校評価など学校運営の改善の取組を通じ、教育に関する検証改善サイクルを確立し、教育を充実させるべく取り組んでいます。また、PISA（ピザ・OECD生徒の学習到達度調査）など国際的な学力調査の結果分析も担当しております。

PISA調査は、15歳児、我が国では高校1年の生徒が対象で、2009年調査には、世界65カ国・地域の47万人が参加しました。読解力は2000年調査の522点に相当する水準まで回復し、数学的リテラシー・科学的リテラシーも成績下位の生徒が減り上位の生徒が増えていることから、我が国の生徒の学力は、読解力を中心として改善傾向にあると分析しています。

しかし、フィンランドや韓国などのトップレベルの国々と比べると成績下位層が多く、これらの生徒の学力をいかに引き上げるかが課題です。また、我が国の生徒は、問題から必要な情報を見つけ取り出して答える設問は得意ですが、書かれていないことを類推することや、自分の経験や知識の中から必要な情報を導き出し、それと結び付けて答える力がやや弱いことも分かっています。

全国学力・学習状況調査は、平成23年度の調査を4月19日に実施します。22年度調査と同様、都道府県ごとの状況が分かるよう約3割の抽出調査とし、希望利用方式を併用しています。

調査の目的は、義務教育の機会均等と水準の維持向上の観点から、全国的な学力状況を把握・分析し、教育施策の検証・改善を図ること、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立すること、学校の教育指導の充実に役立てることの3点で変わりません。また、24年度から対象教科に理科を追加する準備経費を23年度予算案に盛り込んでいます。

今後の調査の在り方については、相川会長にご参画いただいている専門家会議で、本年3月末までに方向性を得るべくご検討いただいています。今後とも、より学力調査となるよう努めてまいりたいと思っております。

学校運営の改善について、平成16年の法律改正で導入した「コミュニティ・スクール」は、公立学校に保護者や地域の皆様から成る「学校運営協議会」を設け、学校運営方針などに皆様のご意見を反映させる仕組みです。成果として、学校と保護者・地域の皆様と学校の信頼関係が深まり学

（4面につづく）

校運営が充実した、適切な役割分担により教職員の負担が軽くなったとの声がある一方、様々な課題もあり、関係する教育委員会の教育長の皆様による「熟議」などで解決策を議論しています。

保護者の皆様方には、ボランティアとしての学校支援から一歩進んで、学校運営に参画して一緒に学校づくりを進めていただきたいと思います。「新しい公共」型の学校づくりについても、奥村京都市ＰＴＡ協議会会長にご参加いただいている協力者会議で、学校と保護者や地域が新しい関係をつくっていくというコンセプトで議論いただいており、本年の夏頃までには方向性を得たいと考えております。

ＰＴＡの皆様方には、今後ともご理解とご支援をどうぞよろしくお願いします。（※3月18日に、23年度の全国学力・学習状況調査は実施の延期を決定。）

「青少年を有害情報から守るための取り組みと青少年の体験活動の推進について」

スポーツ・青少年局 青少年課長　勝山　浩司氏

皆さん、こんにちは。青少年課長の勝山でございます。

はじめに、有害情報対策、特に子どもの携帯電話をめぐる問題についてご説明いたします。

文部科学省では、子どもの携帯電話をめぐる諸問題の解決に向けて、様々な調査を実施し、実態の把握に努めています。例えば、平成22年度全国学力・学習状況調査によると、小6の約30%、中3の約60%が携帯電話を所持しており、また、小6の約10%、中3の約32%が通話やメールをほぼ毎日しているという状況があります。

2点目に、子どもや保護者の啓発活動として、子どもの携帯電話をめぐる問題を考えてもらうため、平成22年2月に子ども向け啓発リーフレット「ちょっと待って、ケータイ」を作成し、全国の小学6年生約１２０万人全員に配布しております。また、親子のルールづくりに係るリーフレットや有害情報意識啓発のＤＶＤを作成し、ＰＴＡ団体、都道府県教育委員会等に配布しております。

3点目に、学校における携帯電話の取り扱いですが、一昨年の1月、「学校における携帯電話の取り扱いについて」を都道府県教育委員会等に発出させていただきました。

部活動や通学、通塾により、携帯電話がどうしても必要だという方は、電源を切って学校に持参するなど、そのルールづくりを学校あるいは教育委員会と話し合っていただきたいと思います。その際、日本ＰＴＡも推奨している機能限定携帯電話が望ましいのではないかと考えています。

4点目に、ネット上のいじめへの対応ですが、文部科学省では、いじめを発見した場合の対応の手順や指導の在り方、家庭との連携等について、マニュアルや事例集を作っていますので、是非ご活用ください。

5点目に、情報モラル教育の推進ですが、平成23年4月から本格実施となる小学校での新しい学習指導要領に先行して、一昨年から一部の学校において既に情報モラル教育の指導が始まっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

最後に来年度の予算案ですが、フィルタリングの普及啓発や地域の実情に応じた取組み等の支援、青少年とメディアに関する調査研究を実施するほか、新たに「ケータイモラルキャラバン隊」を結成し、全国6箇所でルールやマナーに関する参加・学習型シンポジウムを実施していきたいと考えております。

次に民間団体の取り組みについて、ご紹介させていただきます。「安心ネットづくり促進協議会」は、企業、携帯電話会社等の関連企業とＰＴＡ、教育関係者、学識経験者等により、インターネットの利用環境を整える、いわゆる「グッドネット」を推進している組織でございます。

各都道府県のＰＴＡ等において各地で研究大会等を開催していただいておりますが、その際に、この安心ネットづくり促進協議会と共同で、研修会を実施している例もございますので、是非ご活用いただきたいと思っております。

また、児童ポルノの現状と対策ですが、児童ポルノ事犯は検挙件数、被害児童数ともに、年々増加傾向にあります。この児童ポルノ事犯の過半数は、インターネット利用によるものです。政府としても、児童ポルノ排除総合対策を行っており、ＰＴＡの皆様にも入っていただき、児童ポルノ排除対策推進協議会を設立いたしました。こういった組織を通じて、児童ポルノ排除に向けた国民運動を、官民一体となって推進しているところです。

続いて、青少年の体験活動の推進ですが、青少年の体験活動は子どもたちの社会性や豊かな人間性の育成を図る上で非常に重要でございますが、キャンプをしたことがないとか、海や川で泳いだことがないという子どもがどんどん増えてきています。

子どもの頃の体験は、その後の人生に影響するということが、独立行政法人国立青少年教育振興機構が行った「子どもの体験活動の実態に関する調査研究」で明らかになっております。

平成23年度においては、体験活動推進プロジェクトとして、新たに、青少年の体験活動の必要性・重要性を広く発信する「全国的な普及啓発」を実施し、体験活動の推進方策の検討と試行を行っていきたいと考えております。また、平成23年度から全面実施となる小学校の学習指導要領等に対応して、22年度に引き続き「自然体験指導者養成事業」を実施することにより、青少年の自然体験活動を推進してまいります。

「学校給食費の未納への対応・交通事故防止等について」

スポーツ・青少年局 学校健康教育課長　松川　憲行氏

学校健康教育課長の松川です。「学校給食費等の未納への対応」と「交通事故の防止」の二点についてご説明します。

まず「学校給食費等の未納への対応」についてです。昨年12月に平成21年度における学校給食費の徴収状況に関する調査の結果を発表しました。これによると、前回調査は悉皆のため正確な比較はできませんが、学校給食費の未納が前回の調査と比べて増えているという状況であることが分かりました。

未納の主な原因についての学校の認識については、「保護者の経済的な問題」が10ポイントぐらい増えている一方で、「保護者としての責任感や規範意識」が依然として第1位を占めています。未納者に対する対応方策については、いろいろな取組が進められていますが、「ＰＴＡの会合の場などを通じた保護者に呼び掛け」がかなり増えています。特定の者の負担とならないような配慮の方法としては「学校内で業務を分担」も増えていますが、設置者である教育委員会、それからＰＴＡ等との連携を図っているというものが相当増えています。

未納が増えているという状況を踏まえ、文部科学省としては、学校給食の意義、役割及び学校給食費の重要性についての保護者への周知、生活保護による教育扶助及び就学援助制度の活用、未納問題に学校全体で取り組む体制の整備など、学校給食の未納に関する対応についての留意事項を示しながら、教育委員会等に対し、学校給食費の未納問題への適切な対応を引き続きお願いしているところです。ＰＴＡの皆様方には、学校給食費の徴収に際し、ご協力、ご尽力をいただいている例もかなりあると伺っていますが、引き続き学校給食の意義、役割及び学校給食費の重要性についてご理解をいただくとともにご協力をお願いしたいと思います。

これに関連して、子ども手当からの学校給食費のいわゆる天引きについてご説明します。昨年12月20日に子ども手当に関する五大臣合意がなされ、学校給食費について、保護者の同意により子ども手当から納付することができる仕組みを導入することが合意されました。これを受けて1月28日に、平成23年度における子ども手当の支給等に関する法律案が閣議決定され、市町村が、保護者からの申出を受けて、子ども手当から学校給食費などをあらかじめ差し引いて、子ども手当を支給できる規定が盛り込まれております。その第25条を見ると、学校給食費だけではなく、その他の学校教育に伴って必要な厚生労働省令で定める費用と規定されており、例えば教材費、児童会費、修学旅行費等が考えられますが、具体的な対象経費を厚生労働省令で定めることとなっています。具体的にどの費用を対象とするかは、各市町村の判断により決定できる仕組みとなる見込みです。今後、その内容や具体的な手続きについては、主管である厚生労働省とも十分連携しながら、教育委員会等の意見も十分に踏まえて、よりよい仕組みとなるよう検討したいと考えています。

現在、予算関係の法案をどのように扱うか国会で議論されていますが、文部科学省は、閣議決定された内容を受けて、法律ができた場合に備えてよりよい仕組みとなるよう検討を進めていきたいと考えています。

最後に、「交通事故の防止」等についてですが、自転車対歩行者の事故が近年増えており、平成11年は約８００件でしたが、平成21年には約３０００件となっています。本人がけがをするだけでなく、加害者となって自転車側に数千万円規模の賠償が命じられるケースも見受けられます。子どもたちの交通事故を防ぐためには、学校における取組や安全な環境づくりも大事ですが、家庭や地域における取組も重要です。ＰＴＡの皆様方には、引き続きご協力をお願いします。また、自転車による登下校の事故防止とともに、加害責任が問われることもあるということを踏まえると、そのために保険等への加入も考えられることにもご留意をいただきたいと思います。

「国立青少年教育振興機構の事業について」

独立行政法人国立青少年教育振興機構 総務企画部長　平下　文康氏

国立青少年教育振興機構は、全国に28ある国立の青少年交流の家、青少年自然の家を所管している独立行政法人です。

北は北海道から南は沖縄まで、それぞれの施設においては、登山やウォークラリーなどの山の活動、シーカヤック、ボートや沢登りなどの海や川での活動、雪の中でのスキー、野外炊飯など、施設の立地条件を生かした様々な体験活動が行われております。

利用者は、幼稚園から高校・大学といった学校団体から、青少年団体、ボランティア団体、青年サークルなど幅広く、全国で年間約５００万人の方々に利用していただいております。また、青少年団体や青年サークル活動、学校など、青少年団体の施設利用料は、無料となっております。子どもたちと一緒に家族で利用する時も、青少年団体として無料にて利用できますので、たくさんの方々に利用し、体験活動を行っていただきたいと思っております。

また、当機構では、体験活動や読書活動などを行っている民間団体に対して、「子どもゆめ基金」という助成事業も行っております。特に地域に根ざした団体に対しても助成金を出して、様々な自然体験活動や、読書活動などを行うお手伝いをしております。

他にも、当機構では、各種調査研究を実施しておりますが、その中で、子どもの頃の体験と、将来、大人になったときの意欲・関心や規範意識などとの関係についても、最近、調査研究を行ったところです。この結果として、子どもの頃の体験が豊富な人ほど、意欲関心や規範意識、人間関係能力、日本の伝統的な作法・教養が高く、さらには大人になったときに、本を読む冊数が多い、年収が多い、最終学歴が高いというデータが得られました。しかしながら、心配されるのは、現在の子どもたちは、自然体験や、友だちとの遊びが減ってきているという傾向が見られたということです。これにつきましては、ＰＴＡの皆さま方に、ぜひとも様々な形でサポートしていただいて、子どもたちが様々な体験活動を行えるようにしていただければと思っております。

最後に、「早寝早起き朝ごはん」運動です。こちらは当機構で全国協議会の事務局を担っております。子どもたちにとって早寝早起き朝ごはんといった規則正しい生活が、なぜ重要なのかというようなことを、分かりやすく冊子にまとめておりますので、ご活用いただければと思います。

県P自慢

兵庫県P ～子どもたちのために～

シリーズ63

兵庫県ＰＴＡ協議会会長　尾上　浩一

兵庫県ＰＴＡ協議会は、昭和26年に発足、平成7年の阪神・淡路大震災、兵庫県ＰＴＡ安全互助会お見舞金制度の廃止から新制度導入等を経て、平成23年度には創立60周年を迎えます。

平成22年度は、第36回㈳日本ＰＴＡ近畿ブロック研究大会兵庫大会を姫路市の県立武道館で開催し、親と子、子と先生、家庭と学校、そして地域との「絆」をスローガンに、近畿ブロックＰＴＡ協議会、兵庫県ＰＴＡ協議会加盟の36市郡連合ＰＴＡ会員及び関係各位に多大なご支援ご協力をいただき、盛会に終えることができました。

また、兵庫県内各地の〝ゆるキャラ〟25体が3000余名の参加の皆さまをお迎えし、大会に花を添えていただきました。

さて、兵庫県ＰＴＡ協議会では、9月に36市郡連合ＰＴＡ代表会長、副会長、事務局、社会教育関係者約100余名が一堂に会し、「教育フォーラム」研修会を実施し、意見交流を行いました。例年、講演後、6分散会に分かれ各テーマについて熱心に討議されますが今年度は、「日本の未来を救えるのは、ＰＴＡかもしれない～ＰＴＡの組織及びＰＴＡ活動の今日的問題点～」と題し、日本ＰＴＡ全国協議会顧問曽我邦彦氏にご講演いただき、その後、近畿ブロック研究大会兵庫大会実行委員会を開催し、大会に向けて機運が益々盛り上がりをみせました。

また、本協議会の主たる事業である各ブロック（阪神、東・北播磨、中・西播磨、但馬、丹波、淡路）ＰＴＡ持ち回りで開催される実践発表及び記念講演の「兵庫県ＰＴＡ・ＰＴＣＡ全県研究大会」も、今年度は、第36回日本ＰＴＡ近畿ブロック研究大会兵庫大会報告会と兼ねて1月に姫路市で開催しました。「本気・本音・本物の連携協力に向けて～今私たちにできること～」と題しての講演では、「何をするかから何のためにへ」とコンセプトを具体化し、共通に目指すものが見えてこなければ形式的な行事をこなすだけになっているのでは？との内容でＰＴＡの在り方などを今一度考えてみる必要があると私たちに問われている講演内容でした。

実践発表では、地域性のあるユニークなＳＰＴＡの活動を熱く発表されました。県下各地の実践を参考に、今後さらに連携し諸問題の解決の第一歩となることを期待したいと思います。

2月27日には、近畿ブロックＰＴＡ協議会の事業として、研究大会開催地の姫路市で、近畿ブロックＰＴＡ、本協議会市郡連合ＰＴＡ関係者、姫路市のＰＴＡの皆さまの協力のもと、世界文化遺産姫路城清掃奉仕活動を実施しました。日曜日にも関わらず70余名の方々が普段着で参加していただき、いつもと違った側面をみることができました。

本協議会理事会（会長1名、副会長6名、理事6名で構成）は、年6回程度開催されますが、今年度は県内各地で開催し、それぞれの地域性や問題点をその地に赴くことにより肌で感じ、また改めて兵庫県の広さを実感しました。しかし共通していることは、地域の環境や条件は違っても「子どもたちのために」それぞれ懸命に活動しておられるということです。

また、県内各地のＰＴＡ活動内容が紙面紹介されるのが、各単位ＰＴＡ、連合ＰＴＡの広報紙です。毎年、兵庫県内小・中ＰＴＡ広報紙コンクールを開催しておりますが今年度は、361点の応募があり、予備審査　本審査から約29点の入賞、努力賞・奨励賞作品が選出され、3月8日に表彰式が行われました。連合ＰＴＡ紙、幼稚園の作品も併せて応募があり、年度末に広報紙集として発行し824単位ＰＴＡに活用頂いています。

情報発信として、本協議会では、奇数月年間6回（300円）「兵庫ＰＴＡ」紙を発行しています。また6月10月に「兵庫ＰＴＡ」紙特別号として新1年生、6年生の保護者には無料配布し、兵庫県内の活動などを紹介しています。歴史のある「兵庫ＰＴＡ」紙は、平成23年3月号で517号になりました。発刊は、昭和29年で当時は、兵庫県教育委員会担当主事によって発行されていました。兵庫県ＰＴＡ独自の発行は昭和46年からで、このようなことから、「兵庫ＰＴＡ」紙は情報紙でもあり記録でもあるということです。

創立60周年を迎えるにあたり、礎を築いてきていただいた諸先輩方々、会員の皆様に敬意を表し、また、これからもＰＴＡの在り方をしっかり議論し、子どもたちのためにみんなで活動することが意義のある存在でもあると感じております。

鍛え抜かれた大木を目指して

～『「鍛えて抜きん出るたくましい力」の育成』～

Column

学校の窓から

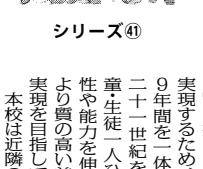

シリーズ㊶

本校は昭和22年に開校した歴史と伝統のある学校で、敷地内に前方後円墳もあり、豊かな自然と歴史が息づくすばらしい環境にある。

校章に示すように、生徒が一歩一歩たゆまず前進し、互いに鍛えあい磨きあいながら力強く真直ぐ伸びる大木となって、持っている力を十分発揮できるよう、教育活動を推進している。

★キーワード

誰もが「強み」を持っている。この「ぬきん出る」力を発揮し、伸ばすことが大切であると考えている。生徒が意欲的に学習や部活動に参加し、互いに鍛えあい磨きあうことができれば、自分は何に興味関心があるのか、何が得意なのか、と自己理解を深められる。自分の強みが発見できれば、生きていく上での自信や自己肯定感を高められる。

また、がんばる気持ちを鍛えるために、今年度マラソン大会を新設した。自分で目標を決め、達成に向けて自分のやり方で努力することを通して、強い心と身体を自分で創りあげてほしい。社会が求めるたくましい、タフな人材を育成するため、現実的に対応している。

★キャリア教育

学校選択制をとらない本区では、地域とともに子供を育てる教育を重視していて、本校も様々な場面で地域の教育力を活用させてもらっている。

★9年教育

本区では、「教育ビジョン」に掲げた子ども像を実現するため、小・中学校9年間を一体ととらえ、二十一世紀を生きる児童・生徒一人ひとりの個性や能力を伸ばすなど、より質の高い義務教育の実現を目指している。

本校は近隣の3小学校とグループを組み、8月に9年間の学びについて研修会を実施し、定期的に具体的な協議を行い、行動計画を作成して実践し、その結果を反映させて新たな改善を進めている。そして、成果等を3学期に地域・保護者へも発表し、さらなる学校改善につなげている。

また、小中の接続に関しての検討を重ね、1年授業や行事では、地域の大人が後輩・地域の子どものために労を惜しまず協力する。そこから、人間関係が形成され、将来に向けての思いや体験が共通のものとなり、生徒は目標を持って巣立っていく。

また、若手教員が多いため、主任教諭が一人ずつ担当してＯＪＴを実践している。具体的な仕事を通じて、必要な知識・技能・態度など、教師自らが日々の実践を通して キャリアについて互いに考え、体験する機会を意図的・計画的に設定している。さらに、月一回校長が研修を行い、若手の成長を支援している。

★「すべての大人は子どものモデルである」

子どもは、大人の言動を見聞きして成長する。したがって、教師自身が生き生きと元気に生活し、魅力的な存在であってほしいと願っている。

教師は、学び続けることを仕事に選んだわけだから、絶えず自己研さんに励むとともに、教養を高め続けることが子どもたちに反映する。

コミュニケーションを通して子どもの意欲・やる気を引き出し、自発的な学びや行動ができるように、子どもの心に火をつけられる教師を育てていきたい。

生は4月に遠足（飯ごう炊はん）、5月にコミュニケーションワークショップ、班ノート活動、7月に三者面談など、生徒が他者と出会う機会をたくさん設定して自己理解を図り、新しい環境で頑張れるチャンスを創っている。おかげで220余名のほぼ全員が元気に登校している。

第33回全国小・中学校ＰＴＡ広報紙コンクール

第33回全国小・中学校ＰＴＡ広報紙コンクールの実施要項が決まりました。今年も多数応募されることを期待しています。

【対象及び応募方法】

平成22年4月から平成23年3月までに発行されたすべての号を1部送付すること。（複製したものは受け付けない。また、装飾や補強のための表紙などはつけないこと）

【募集期間および応募方法】

◎各ＰＴＡは、平成23年4月28日（木）までに、各地方協議会に送付。

◎発行回数は、年2回以上のこと。

【入賞の通知ならびに表彰】

◎表彰式は、平成23年度次表彰式で行う予定。（平成23年11月22日（火）ホテルニューオータニ）

◎入賞ＰＴＡは、日本ＰＴＡ機関紙及び日本教育新聞に掲載するとともに、入賞ＰＴＡに通知する。

【その他】

◎応募作品は返却しない。

◎今年度も優秀広報紙を編集し、「平成23年度版優秀広報紙集」を発行する予定。

◇　◇

第32回全国小・中学校ＰＴＡ広報紙コンクールの優秀作品を紹介した広報紙集が若干残っておりますので、ご希望の方は下記までお申し込み下さい。

―購入方法―

はがきまたはファックスで日本ＰＴＡ全国協議会事務局までお願いします。

定価　1,800円　送料　290円（いずれも税込み）

社団法人日本ＰＴＡ全国協議会
〒107―0052　東京都港区赤坂7―5―38
ＴＥＬ　03―5545―7151
ＦＡＸ　03―5545―7152

文部科学省

今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（中央教育審議会答申）

文部科学省生涯学習政策局政策課

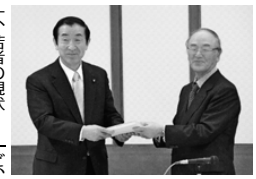

平成23年1月31日、中央教育審議会において「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」の答申が行われました。以下では、本答申の概要について解説します。

・進路意識・目的意識が希薄なまま進学する者の増加

これらの現状とその原因・背景には、産業構造や就業構造の変化、職業に関する教育に対する社会の認識、子ども・若者の変化など、社会全体を通じた構造的問題が存在しています。

したがって、若者個人の問題ではなく、社会を構成する各界が互いに役割を認識し、一体となり対応することが必要です。

また、企業における人材育成費用が減少傾向にあることや指導者・時間の不足等が指摘されるとともに、非正規雇用者が増加する中、人々が生涯にわたり職業に関する学習を行い、キャリア形成を図っていくことができる環境を充実することが重要です。

このような中、学校教育は、重要な役割を果たすものであり、若者の社会的・職業的自立や、生涯にわたるキャリア形成を支援するため、キャリア教育・職業教育を充実していくことが必要です。

一、若者の現状……大きな困難に直面

現在の子ども、特に若者と呼ばれる世代は、大きな困難に直面しています。それは、例えば、次のような「学校から社会・職業への移行」が円滑に行われていない点に顕著に表れています。

・完全失業率…約9％（15～24歳）

・非正規雇用率…約32％（15～24歳）

・若年無業者（ニート）…約63万人

・新卒者の3年以内離職…高卒4割、大卒3割

また、若者の「社会的・職業的自立」に向けて、例えば、次のような様々な課題が見られます。

・コミュニケーション能力など職業人としての基本的な能力の低下

・職業意識・職業観の未熟さ

二、キャリア教育・職業教育の定義と3つの基本的方向性

（一）方向性1

幼児期の教育から高等教育に至るまでの体系的なキャリア教育の推進

キャリア教育（一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育）では、特に次の二点を重視した取組が必要です。

・幼児期の教育から高等教育まで、発達の段階に応じ体系的に実施。

・様々な教育活動を通じ、基礎的・汎用的能力（人間関係形成・社会形成能力、自己理解・自己管理能力、課題対応能力、キャリアプランニング能力）を中心に育成。

（二）方向性2

実践的な職業教育の重視と職業教育の意義の再評価

職業教育（一定又は特定の職業に従事するために必要な知識、技能、能力や態度を育てる教育）では、特に次の二点を重視した取組が必要です。

・社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力・態度を育成する、幼児期の教育から高等教育までの体系的な取組の構築。

・子ども・若者一人一人の発達状況の的確な把握ときめ細かな支援。

・能力や態度の育成を通じた勤労観・職業観等の価値観の自己形成・自己確立。

四、キャリア教育・職業教育の充実のための様々な連携の在り方

（一）地域・社会との連携

子どもに仕事や職業を認識させるためには、社会や仕事・職業について実感を持って理解させることが必要ですが、教員が社会に存在する多くの仕事について実感を持って指導することは困難な場合があります。地域・社会には、社会人・職業人としての知識や経験の豊富な方が数多くおり、学校の様々な教育活動に参画いただくことが不可欠です。

各学校は、地域・社会に対して、各活動の目的や期待する効果等をあらかじめ明確にし説明するとともに、学校教育への様々な支援方法があることを提示しつつ協力を仰いでいくことが望まれます。例えば、小・中学校における学校支援地域本部や放課後子ども教室等の学校・家庭・地域の連携・協力の下に行われる教育活動の中でも取り組まれることが望まれます。

（二）家庭・保護者との連携

家庭は、子どもの成長・発達を支え、自立を促す重要な場であり、保護者が、子どもに働く姿を見せたり、子どもと働くことの大切さについて話し合ったりするなど、家庭における働きかけはきわめて重要です。

また、保護者が学校と一体となって子どもの成長・発達を支えていくことが重要であり、自らの社会人・職業人としての経験等をいかして学校の活動に協力することが期待されています。

○本答申では、このほか、後期中等教育・高等教育における充実方策、生涯学習の観点に立ったキャリア形成支援の充実などについて提言されています。全文、付属資料（データ・事例）は文部科学省ホームページにて閲覧できます。

（http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1301877.htm）

熟議　～ＰＴＡ活動の更なる活性化の新基軸～

文部科学省では昨年4月より、中央教育審議会等の専門家による検討に合わせて、当事者による「熟議」に基づいた意見を踏まえて政策形成を行っていくため、対面で行う熟議（リアル熟議）と文部科学省公式サイト「熟議カケアイ」上で行う熟議（ネット熟議）を組み合わせて展開しています。

【学校・家庭・地域の連携に関する熟議】

これまで全国各地で多数、学校・家庭・地域の連携をテーマとした熟議が開催されています。たとえば、昨年6月に神奈川県横浜市で開催されたリアル熟議において、多数の参加者から学校と地域をつなぐ「地域コーディネーター」の重要性が指摘されたこともあり、横浜市中期4か年計画と横浜市教育振興基本計画に「地域コーディネーターの養成」や「学校に地域連携担当を置くこと」が明記されました。

本年2月には、リアル熟議パート2として、地域コーディネーターのネットワーク化を目指し、市内各地の地域コーディネーターが集い、活発に熟議がなされ、地域コーディネーター向けの研修会を開催することが決定されるなど、学校・家庭・地域連携の取組が一層加速されています。

【ＰＴＡ主催のリアル熟議の広がり】

文部科学省が熟議を推進する狙いは、現場の課題解決と教育政策形成の好循環を生み出すということです。国と地域・教育現場の双方向的、多方向的な対話を通じて、教育を相乗効果的によりよくしていければと考えています。

これまで小学校・中学校のＰＴＡ主催のリアル熟議がいくつも（例＝青森、秋田、高知等）開催されてきており、学校・地域をよりよくする大きな原動力になっています。今年に入っては、1月に山口県長門市で、山口県公立高等学校ＰＴＡ連合会主催により、学校の統廃合問題や学校・家庭・地域の連携などについて活発に熟議がなされるなど、「タテ」「ヨコ」大きな広がりを見せています。

ＰＴＡの実践者の多くから、こうした学校・地域・連携などの取組こそ、本来ＰＴＡが行ってきたもの、行うべきものであり、これまでの取組の更なる活性化に役立っているという声が寄せられています。

熟議に興味・関心を持った方は担当者（池田、南郷）（メールアドレス：jukugi@mext.go.jp、電話番号（直通）03－6734－3279まで）お気軽にお問合せいただければ幸いです。

【熟議の多様な広がり】

（子ども熟議）

教職員、保護者・地域等の当事者が「熟議」を通してよりよい学校・地域づくりを行う大人を中心とした「熟議」だけでなく、北九州市立貴船小学校では、代表委員会の場で熟議が行われるなど、子どもたちの話合いと実践でよりよい学級・学校の生活を創り出すための「子ども熟議（特別活動で育む「生きる力」）の取組も始まっています。

「子ども熟議」の考え方は、新学習指導要領の「生きる力」とも通じており、子どもたちがよりよい学級や学校の生活を築くために「話合い」を重ねながら、協同して取り組む一連の自主的、実践的な活動」を生み出そうというものです。子どもたちが学校生活の中で直面する身近な問題について、熟考しながら、話合い（対話）を重ね、よりよい生活づくりを目指した解決への行動を通して、社会に参画する態度や自治的な能力を育成することを目指すものであり、今後、全国の小学校等に実施を呼びかけてまいります。

（就活熟議）

（就職活動（就活）に関するリアル熟議にこれまで参加された多くの企業、学生等から、本音で対話する熟議の場をもっとつくっていきたい、つくってほしいという声がありました。こうした声を受けて、文部科学省は、学生・企業・学校・地域や保護者等の幅広い当事者の方々に呼びかけ、3月より、「経済産業省アイディアボックス」と文部科学省公式サイト「熟議カケアイ」とを連携させながら、就活に関する熟議を展開していきます。

URL:http://jukugi.mext.go.jp/

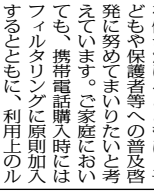

ヨコハマ熟議ＰＡＲＴ２（地域コーディネーターがつなぐ学校と地域）の様子

「国立青少年教育施設の在り方に関する検討会」報告書について

（独）国立青少年教育振興機構（以下、「機構」という。）が全国27カ所に設置している国立青少年交流の家及び青少年自然の家については、一昨年11月の「事業仕分け」において「自治体・民間への移管」との評価結果が出されました。この評価結果等を踏まえ、文部科学省では、昨年10月に「国立青少年教育施設の在り方に関する検討会」を設置し、本年2月に検討会の報告書「今後の青少年教育施設の在り方について」が取りまとめられました。

報告書では、青少年をめぐる現状として、家庭の経済格差が子どもの「体験格差」につながるおそれがあること、自然体験活動を行う青少年が減少していること、公立施設が近年急激に減少していることが指摘されています。自治体・民間への移管については、自治体・民間団体ともに資金面・人材面において厳しい状況にあることや、自治体・民間団体に対して行った意向調査における、いずれも移管の受け入れは困難であるとの回答を踏まえ、現時点では極めて困難であると指摘されています。

このような現状を鑑み、引き続き、移管に向けた調整を行いつつ、調査研究等ナショナルセンターとしての機能の強化や、体系的な体験活動指導者の養成、また、効果的・効率的な施設配置・管理運営等を行う必要があるとされています。

これらを踏まえ、まず、中長期的に目指すべき姿として、青少年教育の「シンクタンク」としての機能をはじめとするナショナルセンター機能の強化という点が挙げられています。

2点目として、各国立施設が有する機能をある程度集約し、各施設の機能及び効果的・効率的な配置の在り方を見直すこと等が必要であるとされています。また、新たな都市型の青少年教育施設の必要性も指摘されています。

3点目として、今後の国立施設の管理運営について、いわゆる「新しい公共」の概念を踏まえ、国が自治体や大学、民間団体等の多様な主体と協働して施設の管理運営や事業の企画・実施を行うことが提言されています。

また、今後早急に取り組むべき事項についても提言されており、本提言を踏まえ、これらを実現するため、機構に青少年教育に関する研究センターを設置することや、「新しい公共」型の管理運営の試行的実施についても、平成23年度から取り組むこととしています。

文部科学省では、今後、本報告書を踏まえ、引き続き、自治体や民間団体等と移管に向けた調整を行うとともに、第6期中教審において青少年の体験活動の在り方を議論する中で、さらに検討を進める方針です。

青少年が利用する携帯電話のフィルタリング原則加入について

本年2月17日に警察庁が発表した調査結果によると、出会い系サイトに起因する事件の検挙数は年々減少する一方で、コミュニティサイトの非出会い系サイトに起因する事件は増加傾向にあり、平成22年中に被害にあった子どもの数は前年比103人増の1239人となっています。

悪質なコミュニティサイトによる子どもの被害を防ぐためには、フィルタリングへの加入が有効な手段ですが、その普及は十分に進んでいないのが現状です。本年2月17日に警察庁が発表した別の調査結果では、積極的にフィルタリングを推奨している販売店の割合は59・6％と低い結果になりました。また、昨年11月の警察庁の発表では、非出会い系サイトに起因する事件の被害にあった子どものうち98・5％がフィルタリング未加入であることが明らかになっています。

文部科学省としては、関係省庁と連携し、販売店に対しフィルタリングの推奨を働きかけるとともに、子どもや保護者等への普及啓発に努めてまいりたいと考えています。ご家庭においても、携帯電話購入時にはフィルタリングに原則加入するとともに、利用上のルール等について話し合っていただきますようお願いします。

熟議の取組　～現場の課題解決と教育政策形成の好循環へ～

熟議とは…　多くの当事者による「熟慮」と「議論」を重ねながら課題解決・政策形成をしていくこと。
具体的には、
①多くの当事者（保護者、教員、地域住民等）が集まる　②課題について学習・熟慮し、議論をする
③互いの立場や異たすべき役割への理解が深まる　④解決策が洗練される
⑤個々人が納得して自分の役割を果たすようになる　というプロセスのことを言う。

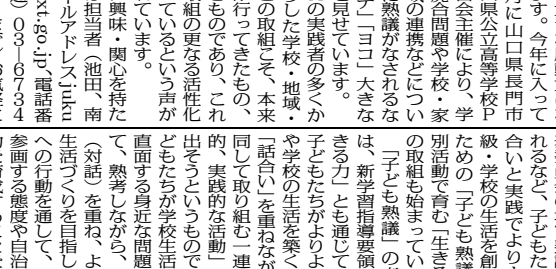

文部科学省

「新学習指導要領の全面実施に向けて」

本年4月からいよいよ小学校において新学習指導要領が全面実施となります。今回の学習指導要領改訂は、基礎的・基本的な知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視するとともに、道徳教育や体育などの充実により豊かな心や健やかな体を育成するといった「生きる力」を育むという基本的な考え方に基づいています。ここでは、このような新学習指導要領の趣旨を踏まえ、別に掲載されている評議員会での講演で触れられなかった言語活動や理科教育の充実と教科書のあり方を中心に説明します。

①言語活動の充実

言語は知的活動（論理や思考）の基盤であるとともに、コミュニケーションや感性・情緒の基盤となるものです。学力に関する各種の調査の結果からも、日本の子どもたちは必要な情報を見つけ出したり取り出すことは得意であるものの、それらの関係性を理解して解釈したり、自らの知識や経験を結び付けたりすることが苦手であるなど思考力、判断力、表現力等に課題があるとの結果が示されています。このような力を育むために、国語はもとより様々な教科等でも、各教科等で学習する知識・技能を活用したレポートの作成やクラスでの話合いを行うことなど、言葉の果たす役割を重視した授業を進めます。

例えば、社会の時間では、社会的な事柄について、資料を読み取って解釈し、考えたことについて根拠を示しながら説明したり自分の意見をまとめた上でお互いに意見交換をしたりする活動を進めます。また、算数・数学の時間では、言葉、数、式、図、表、グラフを使って論理的に考え、根拠を明らかにして筋道を立てて説明し、伝え合う活動を進めます。

②理数教育の充実

科学技術は、国際的な競争力を高めるために重要な役割を果たしており、学校教育においては、科学技術の土台である理数教育の充実が求められています。このため、算数・数学や理科においては、国際的に通用するカリキュラムにするとともに、新しい科学的知見を取り入れるなどの観点から教える内容を充実しています。また、算数では基礎的な知識・技能を確実に身に付けるために、大切な内容を反復（繰返）して学習するとともに、理科では科学的な見方や考え方を育成するために観察・実験を充実させます。

③教科書改善のポイント

新学習指導要領の全面実施に合わせて教科書も新しくなります。

新しい教科書では、新学習指導要領に対応し、平均で25％ページ数が増加しました。

この新しい教科書には、発展的な内容に関する学習や繰り返し学習など、児童生徒の理解の程度に応じた様々な工夫が取り入れられています。しかしながら、教科書に記述された内容をすべて教えなければならないものではありません。文部科学省としては、先生方に教科書について研究することを促し、先生方の創意工夫により、教科書を活用して充実した指導が行われることが重要であると考えています。

④保護者の皆様へ

子どもたちの「生きる力」を育むためには、学校・家庭・地域が相互に連携しつつ、社会全体で取り組むことが重要です。家庭教育は全ての教育の出発点です。子どもに基本的な生活習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るなど「生きる力」の基礎的な資質や能力は、家庭において培っていただくことが大切であると考えます。

◇

文部科学省としては今後とも丁寧な周知・説明を行うとともに、実施に伴い生じた課題への対応や必要な条件整備などに取り組んでまいりますので、保護者の皆様方におかれても、新学習指導要領の円滑な実施に向け、御理解、ご支援をお願い申し上げます。

少人数学級の推進

少子高齢化やグローバル化が急速に進展する中、知識基盤社会の到来を迎えた現代において、学校教育に託された国民の期待は、ますます高くなっています。我が国が世界最高水準の教育力を目指し、新学習指導要領の円滑な実施や、いじめ等の教育上の課題に適切に対応し、教員が子どもと向き合う時間の確保を図ることにより質の高い義務教育を実現するためには、教職員定数を改善し、少人数学級を推進することが必要です。

文部科学省が行った教育関係団体や有識者などからのヒアリング、ホームページによる国民からの意見募集、文部科学省熟議サイトを活用した意見交換等においても、少人数学級の実施が必要であるとのご意見を数多くいただきました。さらに、中央教育審議会初等中等教育分科会においても審議が行われ、少人数学級の推進等を柱とする「今後の学級編制及び教職員定数の改善について（提言）」が取りまとめられました。

また、平成23年度予算案の編成過程においては、新たに「政策コンテスト」の手法が用いられたが、これに伴い実施されたパブリックコメントでも、実に4万件を超える多くの方々から、少人数学級の実施が必要であるとの評価をいただきました。

少人数学級に対する各方面のこのような強い期待もあり、政策コンテストでは、「小学校1・2年生の35人以下学級の実現」についてB評価を受けた一方で、後年度負担の問題も含めた検討が必要とされました。これを踏まえた平成23年度政府予算案においては、小学校1年生について35人以下学級を実現するため、2300人の教職員定数の増が盛り込まれるとともに、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案」が平成三三年二月四日に閣議決定され、第一七回通常国会に提出されました。

この法律が成立すれば、40人学級がスタートした昭和55年以来、30年ぶりに学級編制の標準の引き下げが行われることになります。また、教職員定数は、300人の改善となるが、2300人の純増を含む2300人の純増は平成3年度以来、20年ぶりのこととなります。

また、本法律案においては、小学校2年生以降の少人数学級について、学校教育の状況や国・地方の財政状況を勘案しつつ、学級編制の標準を順次改定することなどについて検討を行い、その結果に基づいて、法制上その他の必要な措置を講ずることとされています。

小学校の新学習指導要領が本格実施となるこの時機に、少人数学級推進のスタートが切れることは大変意義があるものといえます。この法改正により、教員が子ども一人一人に向き合う時間を確保できることで、以下のような教育上の効果が見込まれます。

- 一人ひとりの理解度や興味・関心に応じたきめ細かな指導が可能となる
- 発言・発表の機会が増え、より積極的に授業に参加できるようになる
- 教室にゆとりが生じ、様々な教育活動が可能となる
- 教員と児童との間の関係が緊密化する
- 生徒指導上の課題に即した個別指導が充実する

このような効果により、子どもたちが今以上の充実感をもって学校に通えるようになることが期待されます。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案の概要

1. 趣　旨

○ 新学習指導要領の本格実施や、いじめ等の学校教育上の課題に適切に対応ができるよう、35人以下学級について、公立小学校第1学年の学級編制の標準を見直す。また、市町村教育委員会が地域や学校の実情に応じ、学級を柔軟に編制することができるよう、都道府県教育委員会の関与を見直す。

2. 概　要

(1)35人以下学級の推進

○ 小学校1年生の学級編制の標準を現行の40人から35人に引き下げる。

学級編制の標準：40人 → 小学校1年生：35人

○ 政府は、学校教育の状況や国・地方の財政状況等を勘案しつつ、学級編制の標準を順次改定すること等について検討を行い、その結果に基づき、法制上その他の必要な措置を講ずる。

（参考）

第1次	第2次	第3次	第4次	第5次	第6次	第7次
34~38年度	39~43年度	44~48年度	49~53年度	55~3年度	5~12年度	13~17年度
50人	45人	→	→	40人	→	→

(2)市町村が地域や学校の実情に応じ、柔軟に学級を編制できるような仕組みの構築

○ 市町村教育委員会が地域や学校の実情に応じ、学級を編制する際：
－都道府県教育委員会が定める学級規模の「基準」について、市町村教育委員会が「従うべき」とされている拘束性を緩め、「標準」としての基準とする。
－市町村教育委員会が都道府県教育委員会に協議し、その同意が必要な仕組みを改め、事後届出制とする。

【学級編制の権限に係る見直しのイメージ】

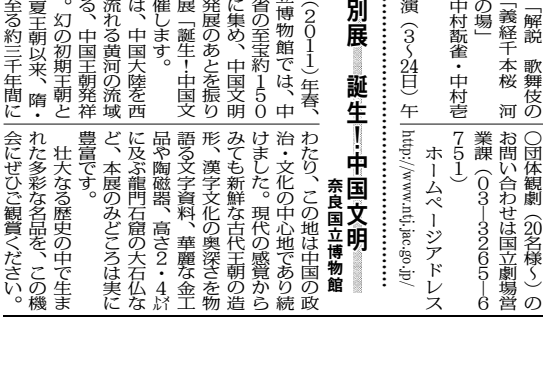

3. 施行期日

2(1)については、平成23年4月1日、2(2)については平成24年4月1日

「NFCコレクションでみる日本映画の歴史」

東京国立近代美術館フィルムセンター

この2月8日、フィルムセンター展示室の常設展が リニューアルされ、百年以上にわたる日本映画史の流れをたどることのできる新たな学びの場に生まれ変わりました。アニメーション映画のコーナーを設置したのも新たな試みです。会場では「ジュニア・セルフガイド」も配布し、幅広い層の方々が日本映画の豊かな歴史を学べるようになっています。

ホームページアドレス http://www.momat.go.jp/

初期の国産映写機ローヤルH型ヘッドマシン（高密工業）、ランプハウス（マツダ）ほか

国立劇場歌舞伎鑑賞教室

6月・7月に「義経千本桜」を上演

国立劇場

前10時30分・午後3時開演

演目＝「解説　歌舞伎のみかた」「義経千本桜　渡海屋の場・大物浦の場」

出演＝中村魁春・尾上松緑ほか

○料金　1等＝3800円、2等＝1500円　学生は全席1300円

○団体観劇（20名様～）のお問い合わせは国立劇場営業課（03－3265－6751）

ホームページアドレス http://www.ntj.jac.go.jp/

解説ステージと名作の上演により、初めての方でも分かりやすく歌舞伎を鑑賞できる入門公演。今年は三大名作のひとつ「義経千本桜」を2カ月連続で上演します。

○6月公演（4～26日）午前11時・午後2時30分開演

演目＝「解説　歌舞伎のみかた」「義経千本桜　河連法眼館の場」

出演＝中村翫雀・中村壱太郎ほか

○7月公演（3～24日）午

特別展　誕生！中国文明

奈良国立博物館

平成23（2011）年春、奈良国立博物館では、中国・河南省の至宝約150件を一堂に集め、中国文明の誕生と発展のあとを振り返る特別展「誕生！中国文明」を開催します。

河南省は、中国大陸を西から東へ流れる黄河の流域に位置する、中国王朝発祥の地です。幻の初期王朝といわれた夏王朝以来、隋・唐・宋に至る約三千年間にわたり、この地は中国の政治・文化の中心地であり続けました。現代の感覚からみても新鮮な古代王朝の造形、漢字文化の奥深さを物語る文字資料、華麗な金工品や陶磁器、高さ2・4㍍に及ぶ龍門石窟の大石仏など、本展のみどころは実に豊富です。

壮大なる歴史の中で生まれた多彩な名品を、この機会にぜひご観賞ください。

常任幹事会 常置委員会 報告

常任幹事会

平成23年2月17日（木）
10時～12時30分
ホテルフロラシオン青山

1. 開会の辞
2. 会長挨拶
3. 成立宣言
4. 議長選出
5. 議事録署名人選出
6. 議事
(1)業務報告
(2)常置委員会報告
(3)平成22年度中間監査報告
(4)実践事例集（26）の作成について
(5)「教育に関する意識調査」について
(6)「マスメディア調査」について
(7)日中友好「少年少女の翼」について
(8)平成22年度補正予算について
(9)第59回全国研究大会ひろしま大会について
(10)第60回全国研究大会東京都大会について
(11)公益法人制度について
(12)第33回全国小・中学校ＰＴＡ広報紙コンクールについて
(13)その他
7. 閉会の辞

常置委員会

平成23年2月16日（水）
15時～17時
ホテルフロラシオン青山

総務委員会

1. 担当役員挨拶
1. 委員長挨拶

〈協議事項〉
1. 公益法人制度について
2. その他

教育問題委員会

1. 担当役員挨拶
1. 委員長挨拶

〈協議事項〉
1. 「平成22年度教育に関する保護者の意識調査報告書」の進行状況報告及び内容の確認
2. 本年度の反省と次年度に向けての申し送り事項検討
3. 現在の教育を取り巻く諸問題についての意見交換
4. その他

環境対策委員会

1. 担当役員挨拶
1. 委員長挨拶

〈協議事項〉
1. 青少年を有害情報から守る安全、安心なネットケイタイ利用
講師　茨城県メディア教育指導員　小圷真司氏
2. コンビニエンスストア等における成人雑誌の販売、陳列状況について
3. 平成22年度「子どもとメディアに関する意識調査」について
4. その他

厚生委員会

1. 担当役員挨拶
1. 委員長挨拶

〈協議事項〉
1. 「たのしい子育て全国キャンペーン」について
2. 食育の実践事例について
3. 来年度への申し送り事項について
4. その他

第59回日本ＰＴＡ全国研究大会ひろしま大会

8月26日（金）分科会
8月27日（土）全体会

大会スローガン

きんさい！みんさい！やりんさい！子どもたちの笑顔のために

平和な未来へ　～ひろしまからの発信～

会場一覧

	内　容	会場名	所在地
第１分科会	組織運営	呉市文化ホール	呉市
第２分科会	家庭教育	くすのきプラザ	安芸郡府中町
第３分科会	学校教育	三原市芸術文化センターポポロ	三原市
第４分科会	広報活動	三次市文化会館	三次市
第５分科会	地域連携	しまなみ交流館	尾道市東御所町
第６分科会	人権教育	ベル・カントホール	尾道市瀬戸田町
第７分科会	平和教育	はつかいち文化ホール さくらぴあ	廿日市市
特別 第１分科会	日本ＰＴＡ担当	広島大学 サタケメモリアルホール	東広島市
特別 第２分科会	文部科学省担当	福山大学大学会館	福山市
全体会		広島県立総合体育館（広島グリーンアリーナ）	広島市中区

大会趣旨

子どもたちを取りまく環境は日々変化し、多くの課題や問題点が生じています。子どもたちの笑顔が絶えることなく、いきいきと心豊かな生活を送ることができるようにするためには、私たちＰＴＡは何をすべきなのでしょうか?

ひとりの保護者として、教職員として、おとなとして、「ひろしま」の心にふれながら、熱く語り合いましょう。

メインテーマ

①家庭・学校・地域の連携を深めるＰＴＡ活動
②命の尊さを伝えるＰＴＡ活動
③未来の平和を考えるＰＴＡ活動
④笑顔のあふれる家庭を目指すＰＴＡ活動
⑤おとなの道徳観を高めるＰＴＡ活動

全体会

○記念講演
〈講師〉乙武　洋匡　氏
○アトラクション
「原田真二&子ども達とＰＴＡ会員による1000人コーラス」
原田　真二　氏

「あるＰＴＡ会長の日記から」

コギコギ頑張る

最近、夜に時々、子ども達に体力で負けない様にと、東京都と神奈川県の間を流れる多摩川沿いでサイクリングをしています。行きはその日のスタート時刻によって決めている折り返し地点を目指し、帰りは都会の夜景を眺めながら帰宅します。

そんな夜景の中、今話題のスカイツリーは、昼間は見えてもさすがに夜は見えません。でも東京タワーは変わらず、オレンジ色にライトアップされていて、眩しいくらいです。個人的な思い込みですが、主役の座をスカイツリーに取られる前に自己主張している様にも見えたり、「東京タワーを忘れないでよ…」と甘えている様にも見えてしまいます。そうであったとしても「甘ったれ」てはいないと思います。建設当時の最高技術を駆使し、世界一のタワーを目指して建てられた東京タワー。電波塔としてだけでなく、観光施設として、高度経済成長期の象徴として、皆の心を支え、癒してくれています。そんな大活躍の東京タワーがもし人間だったら、声かけて、ちょっかい出して、励まして、応援して…。甘えてきても、許せるでしょう。

「甘える」と「甘ったれる」とは違うと思います。「甘える」を辞書で調べると、①なれてわがままにする②つけあがる③相手の好意に遠慮なく寄りかかる④甘ったれる、等の意味が導かれます。言葉の上では「甘える」と「甘ったれる」は、同じ意味としてとらえていますが、ニュアンスとしては、正反対の意味と感じます。「甘える」は一生懸命努力をした人や困難という壁にぶつかり困っている人が、助けや癒しを受けることで、一方「甘ったれる」は努力もせずに助けを受ける、媚びる事だと思います。

どちらのシチュエーションも、職場・学校・友人・家族関係等、どこでも起きる事でしょう。「甘える」は、上手・下手等生まれや育ちに左右される部分もありますが、人間形成や情操教育の基礎となり、心のケアには必要不可欠だと思います。逆に甘えさせる事も大事なことです。これらの行為を行う事によって、良い人間関係・信頼関係が生まれると思います。

さて、ＰＴＡ役員の間ではどうでしょうか?「お疲れ様です。」「有難うございます。」等の言葉が挨拶の後に交わされる様な信頼関係と、仕事が忙しい時、手伝いが欲しい時、困った時等、助け合いフォローし合う関係が成り立っていると思います。「甘える」「甘えさせる」の図式が出来ていると思います。

「甘ったれる」ではどうでしょう?まれに自分の都合だけの意見・主張を押し通す事や、総論賛成・各論反対の考え方を持つ事も、これにあてはまると思います。時々耳にするモンスター・ペアレントや給食費を払わない親等も同様ではないでしょうか。

要するに、各個人が自分にどれだけ厳しく、他人に優しくなれるか、だと思います。こう書いている自分もまだまだな部分が多々有ります。でも夜のサイクリングの帰り道、東京タワーに向かって心の中で叫びます。

「頑張れよ!…いや、頑張ろうな!」

日Ｐ推薦映画

大地の詩

～留岡幸助物語～

○㈱現代ぷろだくしょん
《特別推薦》小学校3年以上・中学生・青年・成人・家庭向け

多くの少年たちに愛と希望を与え続けた、日本の社会福祉の先駆者・留岡幸助の心の開拓史。

幼くして商家の養子になった幸助は、ある日金持ちの武士の子に殴られ、耐え切れずに相手に噛みつき打ち負かす。そのことで実家は得意先を失い、幸助は学校を退学させられるなど、幼くして不平等な身分社会に憤りを感じる。

青年になった幸助は牧師となり活躍した後、明治24年、監獄の教誨師に就任する。幸助は囚徒を更生させようと彼らの過去を調査し、犯罪の芽は幼少期に発することを知り、幼い頃の家庭教育の大切さに気付く。

ルソーの「子どもを育てるには大自然の中が一番」という説に感銘を受け、北海道・遠軽の地に家庭学校を作り、広く感化を要する子弟を教育する。その教育は今もなお受け継がれ、幸助の魂は生き続けている。

日本の福祉の礎を築いた人々を描く山田火砂子監督の手腕の生きた、見ている者を納得させる作品です。

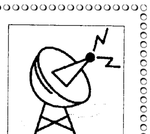

3月11日の東日本太平洋沖地震で、災害に遭われました被災地の皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

卒業式・入学式のこの季節。式がままならない被災地の子どもたちに、ある学校の先生方が手作りの卒業証書での式。子どもたちの笑顔に胸が熱くなりました。

無限の可能性を秘めている子どもたち。自分の可能性を広げ、今という時間を大切に努力をしていってほしいと思います。私たち一人一人が今できること、被災地の復興に少しでもお手伝いできたらと思います。

本年度、最後の広報紙となりました。本紙発行にあたり、ご協力いただきました皆様にお礼を申し上げます。